

第53回 岡山支部評議会 議事概要

開催日時：平成29年3月17日（金）14：00～15：15

開催場所：第一セントラルビル5階D会議室

出席評議員：浜田評議員（議長）・岡本評議員・斉藤評議員・北野評議員・高谷評議員・岡山評議員

議題（1） 平成29年度岡山支部重点事業について

事務局から、平成29年度岡山支部重点事業について資料に沿って説明。

【主なご意見】

《事業主代表》

企業の経営者が協会けんぽの抱えている課題をもっと把握する必要があると感じる。岡山支部としては他団体との連携を活かし、特に経営者に対して、協会けんぽにどのような課題があるのかメッセージを発信していくことが重要だ。

（事務局）

先日商工会議所専務理事会でも事業の説明をさせていただいたように、事業主への働きかけは重要だと認識している。今後健活企業宣言事業所1,000社を目指すうえで、文書勧奨のみでなく職員が事業所を直接訪問することで、事業主の更なる事業の理解が得られるよう取り組んでいきたい。

《事業主代表》

文書勧奨についても、総じて健康保険関係の書類は総務において事務担当者に振り分けられ、経営者の目に届かない場合がある。例えば、封筒に事業主親展とする等、経営者に確かにメッセージが届くよう継続して努力してほしい。

《事業主代表》

自動車の任意保険に加入していないケースが多くなっていると聞いている。損害賠償債権において影響があるのか。

（事務局）

任意保険や自賠責保険に加入していない場合等は債権の早期回収が困難となり、回収のための労力が多大となる。しかし、一般的に任意保険に加入していれば、保険会社を通じて債権回収につながりやすい。

《被保険者代表》

例えば、医療機関の窓口において、労働災害であれば労働基準監督署へ適正な手続きを促す等、事故の内容から判断して損害賠償債権の発生を抑制することはできないか。

(事務局)

債権発生を完全に抑制することは困難だが、負傷原因を速やかに把握することに努めている。例えば、岡山支部では医療機関における「第三者行為による傷病届」に係る案内の設置を進めており、速やかに事故の内容を把握することで、債権の早期回収につながるよう取り組んでいる。

《被保険者代表》

レセプト点検効果額において、加入者1人当たりになっている理由は、

(事務局)

47支部の規模が異なるため、効果額を比較できるように加入者1人当たりで算出している。

《学識経験者》

健活企業の良い事例を収集する機会はあるのか。健康づくりのモデルは情報発信していき、医療費上昇の抑制につなげていかなければいけない。

(事務局)

例えば、対話集会では健活企業宣言事業所をお招きし、健康づくりの取組について様々な事例やご意見をお聴きしており、これら取組を健活企業に情報提供していきたい。また、健活企業への応援ツールとして提供している健活企業カルテにより、事業所が課題を把握したうえで健康づくりに取り組むことで、長期的には医療費上昇の抑制につながるものとする。

■議題（1）について、平成29年度保険料率について、全会一致で確認された。

議題（2） 平成29年度保険料率について

事務局から、平成29年度保険料率について説明。

■議題（2）について、平成29年度保険料率について、全会一致で確認された。

議題（3） 協会けんぽのインセンティブ制度について

事務局から、協会けんぽのインセンティブ制度について、資料に沿って説明。

■議題（3）について、協会けんぽのインセンティブ制度について、全会一致で確認された。

《事業主代表》

インセンティブとして想定されている加算率・減算率については、健康保険料率への影

響としてはどの程度なのか。

(事務局)

加算・減算率の法律の上限としては 100 分の 110 であり、現時点の後期高齢者医療支援金の規模を踏まえると、料率換算で 0.2%となる。また、共済組合等が検討している加算・減算率は 100 分の 102 であり、料率換算で 0.04%である。協会けんぽにおいては、これまでの激変緩和措置の影響も鑑み、料率への影響を最大でも 0.1%程度で検討されているところである。

《学識経験者》

料率 0.1%とすると、給与 30 万として月 300 円、労使折半で 150 円の変動となる。加入者・事業主にとって、インセンティブ制度の評価指標に取り組むモチベーションにつながるのか疑問だ。

(事務局)

協会設立時、都道府県ごとの地域の医療費等を反映した保険料率を設定している。今回の新たなインセンティブ制度による料率への加算・減算率の変化幅を高めると、本来の地域差による料率設定という前提が損なわれる恐れがある。